

京都市告示第 75 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 5月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
醍醐緯208号 線	伏見区醍醐多近田町16番地の1地先から	旧	メートル 174.00	メートル 11.00 ~ 12.50
	同区醍醐合場町27番地の1地先まで	新	173.40	10.98 ~ 12.95

(建設局土木管理部道路明示課)